

電子証明書を取得して、
e・Taxを利用しませんか。

市民課

☎973-3202

平成20年分の所得税の確定申告の提出を、納税者本人の電子証明書を利用して、平成21年1月5日から3月16日までの期間内にe・Tax（国税電子申告・納税システム）で行う場合、所得税額から最高5,000円（その年の所得税額を限度とします。）の控除を受けることができます。（平成19年分の確定申告で、この税額控除の適用を受けた方は受けられません。）

このe・Taxを利用するには、電子証明書の取得が必要です。電子証明書とは、住民が安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するもので、都道府県・市区町村からは個人向けに「公的個人認証サービス」による電子証明書が発行されています。

【電子証明書の取得方法】

住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード（住基カード）を入手し、申請書等を提出して取得できます。（発行手数料として、住基カードは平成23年3月31日まで無料交付、電子証明書は500円が必要）本人確認書類として、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書を、ご持参ください。

【電子証明書の他に準備するもの】

「公的個人認証サービス」の電子証明書は住基カードの中に入れますので、ICカードリーダーライタという住基カードの情報を読み取るための装置をご準備ください。

ICカードリーダーライタは家電量販店やインターネット販売で購入できます。

住基カード、電子証明書の取得方法の詳細については、市民課までお問い合わせください。



那覇空港に関する意見募集

那覇空港の構想段階P1パンフレットの内容について、皆様からの意見を広く募集しています。

【お問い合わせ】

沖縄総合事務局開発建設部那覇空港プロジェクト室
☎866-1907

【ホームページ】

<http://www.dc.ogb.go.jp/Kyoku/information/nahakuukou/index.htm>

後期高齢医療制度保険料のお支払い方法が変わります。

来年度から、「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択制となります

平成21年4月から、原則、どなたでも、届出により年金からのお支払い（特別徴収）に代えて、口座振替による納付（普通徴収）ができるようになりました。

該当者には案内書を送付致します

- ① 現在、保険料が年金から天引きされている方。
- ② 平成20年度4月2日以降に加入された方については、平成21年度においては原則、特別徴収となりますので手続きが必要となります。

口座振替手続きの受付について

受付場所：国民健康保険課 後期高齢者医療窓口（本庁舎のみです。）

必要書類：被保険者証・預金通帳・通帳のお届け印鑑

受付期間：平成20年1月13日（火）～2月2日（月）まで

※2月2日までに手続きをされた方については、4月分より年金からのお支払いが停止されます。それ以降に手続きをされた方については、6月以降の年金からのお支払いが停止されます。（手続きは随時行っていきます。）

【注意事項】

- ① これまでに口座振替を手続きされた方については、平成21年度においても引き続き口座振替となりますので、手続きの必要はありません。
- ② 世帯主や配偶者の口座からのお支払いに変更した場合には、社会保険料控除は、支払った方に適用されます。世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、窓口でご相談ください。

【お問い合わせ】国民健康保険課（後期高齢者医療制度係） ☎973-3202